

福島県化学物質適正管理指針の改正について

水・大気環境課

平成23年11月

1 改正の目的

「福島県生活環境の保全等に関する条例」(平成8年福島県条例第32号)第7条の規定に基づく「福島県化学物質適正管理指針」(以下、「指針」という。)は、その対象化学物質を「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成11年法律第86号。以下、「法」という。)第2条第2項に規定する第一種指定化学物質及び指針で定める管理化学物質としているが、平成20年11月に法施行令が一部改正により、第一種指定化学物質が見直され、管理化学物質の一部が第一種指定化学物質と重複している等の支障が生じていることから、指針の管理化学物質を見直す等の改正を行うものである。

2 指針の改正点

(1) 管理化学物質から削除する物質

既指定の管理化学物質のうち、第一種指定化学物質に追加指定されることにより、法と指針の2重指定となった以下の16物質を管理化学物質から削除する。

	旧物質番号・名称	主な用途	理由等
1	4 アセフェート	殺虫剤	第一種指定化学物質(212)に追加。
2	7 アントラセン	染料原料	第一種指定化学物質(32)に追加。
3	12 イプロジオン	殺菌剤	第一種指定化学物質(168)に追加。
4	27 クロトンアルデヒド	医薬原料	第一種指定化学物質(375)に追加(別名:2-プテナル)。
5	46 ジケテン	防腐剤等原料	第一種指定化学物質(421)に追加(別名:4-メチリデンオキセタン-2-オン)。
6	50 N,N-ジメチルアセトアミド	溶剤	第一種指定化学物質(213)に追加。
7	51 臭素	難燃剤等原料	第一種指定化学物質(234)に追加。
8	58 トリエチルアミン	染料等原料	第一種指定化学物質(277)に追加。
9	61 トリブチルアミン	防錆剤	第一種指定化学物質(292)に追加。
10	64 ナフタレン	防虫剤	第一種指定化学物質(302)に追加。
11	71 フルトラニル	殺菌剤	第一種指定化学物質(41)に追加。
12	75 n-ヘキサン	溶剤	第一種指定化学物質(392)に追加。
13	80 メコプロップ(MCPP)	除草剤	第一種指定化学物質(108)に追加。
14	83 メチルアミン	医薬原料	第一種指定化学物質(423)に追加。
15	89 メチレンビス(4-フェニルイソシアネート)	接着剤原料	第一種指定化学物質(448)に追加。
16	90 メプロニル	殺菌剤	第一種指定化学物質(442)に追加。

(2) 管理化学物質に追加する物質

第一種指定化学物質から削除され、又は過去の漏えい事故等を起こした物質のうち、指針により把握が必要と考えられる次の3物質を管理化学物質に追加する。

	物質名称	CAS	主な用途	理由等
1	ホスゲン	75-44-5	ポリカーボネート等原料	第一種指定化学物質より削除された物質であるが、急性毒性が強く、過去に県内で漏出事故を起こしており、引き続き使用状況等を把握する必要があると判断されるため。
2	ジクロロシラン	4109-96-0	半導体製造	環境中の水分と反応して塩化水素（管理化学物質）を発生させる性質を有し、過去に県内で漏出事故を起こしていることから、新たに管理化学物質に追加して使用状況等を把握する必要があると判断されるため。
3	トリクロロシラン	10025-78-2	シリコン単結晶原料	

(3) その他

既指定の管理化学物質のうち、「四フッ化ケイ素」については、五十音順で「よんふっかけいそ」としてヨウ素に次ぐ物質番号 95 番に指定していた物質であるが、正しくは「しふっかけいそ」であることから、正しい読みに適合する順番に修正する。

3 改正の内容

別紙新旧対照表のとおり。

4 施行期日

平成23年12月1日

旧	新
<p>福島県化学物質適正管理指針</p> <p>平成 10 年 7 月 10 日福島県告示第 634 号 改正 平成 13 年 3 月 21 日福島県告示第 252 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この指針は、福島県生活環境の保全等に関する条例(平成 8 年福島県条例第 3 2 号)第 7 条の規定に基づき、人の健康又は生活環境に係る影響を生ずるおそれがある化学物質について、工場及び事業場からの排出を抑制するため、その適正な管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象化学物質)</p> <p>第 2 条 この指針において対象とする化学物質は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成 1 1 年法律第 8 6 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 項に規定する第一種指定化学物質(以下「第一種指定化学物質」という。)及び別表に掲げる化学物質(以下「管理化学物質」という。)とする。</p> <p>(対象工場等)</p> <p>第 3 条 この指針において対象とする工場又は事業場は、福島県内に存し、一の工場又は事業場内で取り扱う一の第一種指定化学物質又は管理化学物質の量の合計が年間 1 0 0 キログラム以上の工場又は事業場(以下「化学物質使用工場等」という。)とする。</p> <p>(適正管理)</p> <p>第 4 条 化学物質使用工場等の設置者は、第一種指定化学物質又は管理化学物質の使用、製造、保管又は廃棄(以下「使用等」という。)に当たり、次に掲げる事項に留意し、それらの化学物質の適正な管理を行うものとする。</p> <p>一 管理化学物質(法第 2 条第 3 項に規定する第二種指定化学物質に該当するものを除く。次号並びに次条第 1 号及び第 2 号において同じ。)を適正に管理するための管理規程を作成すること。</p> <p>二 管理化学物質の毒性、危険性等の情報を収集し、当該管理化学物質を適正に取り扱うための注意事項等を記載した文書を整備すること。</p> <p>三 第一種指定化学物質の使用量、製造量、保管量、排出量(法第 5 条第 1 項に規定する排出量をいう。)及び移動量(同項に規定する移動量をいう。)を記録するとともに、その記録を 5 年間保存すること。</p> <p>四 管理化学物質の使用量、製造量及び保管量を記録するとともに、その記録を 5 年間保存すること。</p> <p>五 管理化学物質の排出量(法第 5 条第 1 項に規定する排出量を算出する方法と同様の方法により算出する量をいう。)及び移動量(同項に規定する移動量を算出する方法と同様の方法により算出する量をいう。)の把握に努め、把握した場合にあっては、それらを記録するとともに、その記録を 5 年間保存すること。</p> <p>六 災害又は事故発生時の化学物質による環境の汚染を防止するため、第一種指定化学物質又は管理化学物質の使用等に係る施設、設備等の保守点検を行うこと。</p> <p>七 災害又は事故の発生により、第一種指定化学物質又は管理化学物質が環境に排出されたとき又は排出されるおそれがあるときは、直ちに当該事故について応急の措置を講じ、速やかに復旧するよう努めること。</p>	<p>福島県化学物質適正管理指針</p> <p><u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この指針は、福島県生活環境の保全等に関する条例(平成 8 年福島県条例第 3 2 号)第 7 条の規定に基づき、人の健康又は生活環境に係る影響を生ずるおそれがある化学物質について、工場及び事業場からの排出を抑制するため、その適正な管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象化学物質)</p> <p>第 2 条 この指針において対象とする化学物質は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成 1 1 年法律第 8 6 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 項に規定する第一種指定化学物質(以下「第一種指定化学物質」という。)及び別表に掲げる化学物質(以下「管理化学物質」という。)とする。</p> <p>(対象工場等)</p> <p>第 3 条 この指針において対象とする工場又は事業場は、福島県内に存し、一の工場又は事業場内で取り扱う一の第一種指定化学物質又は管理化学物質の量の合計が年間 1 0 0 キログラム以上の工場又は事業場(以下「化学物質使用工場等」という。)とする。</p> <p>(適正管理)</p> <p>第 4 条 化学物質使用工場等の設置者は、第一種指定化学物質又は管理化学物質の使用、製造、保管又は廃棄(以下「使用等」という。)に当たり、次に掲げる事項に留意し、それらの化学物質の適正な管理を行うものとする。</p> <p>一 管理化学物質(法第 2 条第 3 項に規定する第二種指定化学物質に該当するものを除く。次号並びに次条第 1 号及び第 2 号において同じ。)を適正に管理するための管理規程を作成すること。</p> <p>二 管理化学物質の毒性、危険性等の情報を収集し、当該管理化学物質を適正に取り扱うための注意事項等を記載した文書を整備すること。</p> <p>三 第一種指定化学物質の使用量、製造量、保管量、排出量(法第 5 条第 1 項に規定する排出量をいう。)及び移動量(同項に規定する移動量をいう。)を記録するとともに、その記録を 5 年間保存すること。</p> <p>四 管理化学物質の使用量、製造量及び保管量を記録するとともに、その記録を 5 年間保存すること。</p> <p>五 管理化学物質の排出量(法第 5 条第 1 項に規定する排出量を算出する方法と同様の方法により算出する量をいう。)及び移動量(同項に規定する移動量を算出する方法と同様の方法により算出する量をいう。)の把握に努め、把握した場合にあっては、それらを記録するとともに、その記録を 5 年間保存すること。</p> <p>六 災害又は事故発生時の化学物質による環境の汚染を防止するため、第一種指定化学物質又は管理化学物質の使用等に係る施設、設備等の保守点検を行うこと。</p> <p>七 災害又は事故の発生により、第一種指定化学物質又は管理化学物質が環境に排出されたとき又は排出されるおそれがあるときは、直ちに当該事故について応急の措置を講じ、速やかに復旧するよう努めること。</p>

旧	新
<p>(排出抑制対策)</p> <p>第5条 化学物質使用工場等の設置者は、第一種指定化学物質又は管理化学物質の環境への負荷の低減を図るため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。</p> <p>一 管理化学物質の使用等に当たっては回収及び再利用に努め、環境への排出に当たっては除去設備の設置等により排出を極力抑制すること。</p> <p>二 管理化学物質を含む廃棄物は、その発生の抑制に努めるとともに、当該廃棄物が運搬されるまでの間は適正に保管することとし、当該廃棄物の処理を委託する場合には、必要な情報を委託業者に提供すること等により、自らの責任において適正に処理すること。</p> <p>三 第一種指定化学物質の環境への排出量(法第5条第1項に規定する排出量をいう。)及び移動量(同項に規定する移動量をいう。)又は管理化学物質の環境への排出量(同項に規定する排出量を算出する方法と同様の方法により算出する量をいう。)及び移動量(同項に規定する移動量を算出する方法と同様の方法により算出する量をいう。)を低減するための管理目標値を設定し、その状況を自主監視すること。</p> <p>四 第一種指定化学物質又は管理化学物質の使用等に当たっては、非意図的に生成される化学物質をできる限り把握するとともに、当該化学物質を適正に取り扱うための注意事項等を記載した文書を整備し、その監視を行うこと。</p> <p>附 則 この指針は、平成10年9月1日から施行する。</p> <p>附 則 この指針は、平成13年4月1日から施行する。</p>	<p>(排出抑制対策)</p> <p>第5条 化学物質使用工場等の設置者は、第一種指定化学物質又は管理化学物質の環境への負荷の低減を図るため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。</p> <p>一 管理化学物質の使用等に当たっては回収及び再利用に努め、環境への排出に当たっては除去設備の設置等により排出を極力抑制すること。</p> <p>二 管理化学物質を含む廃棄物は、その発生の抑制に努めるとともに、当該廃棄物が運搬されるまでの間は適正に保管することとし、当該廃棄物の処理を委託する場合には、必要な情報を委託業者に提供すること等により、自らの責任において適正に処理すること。</p> <p>三 第一種指定化学物質の環境への排出量(法第5条第1項に規定する排出量をいう。)及び移動量(同項に規定する移動量をいう。)又は管理化学物質の環境への排出量(同項に規定する排出量を算出する方法と同様の方法により算出する量をいう。)及び移動量(同項に規定する移動量を算出する方法と同様の方法により算出する量をいう。)を低減するための管理目標値を設定し、その状況を自主監視すること。</p> <p>四 第一種指定化学物質又は管理化学物質の使用等に当たっては、非意図的に生成される化学物質をできる限り把握するとともに、当該化学物質を適正に取り扱うための注意事項等を記載した文書を整備し、その監視を行うこと。</p> <p>附 則 この指針は、平成10年9月1日から施行する。</p> <p>附 則 この指針は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この指針は、平成23年12月1日から施行する。</u></p>

旧		新	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
物質番号	化学物質の名称	物質番号	化学物質の名称
1	亜塩素酸ナトリウム	51	臭素
2	アシュラム	52	臭化ビニル
3	アセトン	53	シラン
4	アセフェート	54	タルク(石綿を含むものを除く。)
5	アニシジン類(o-を除く。)	55	1,1,2,2-テトラクロロエタン
6	アントラキノン	56	テトラヒドロフラン
7	アントラセン	57	テルブカルブ(MBPMC)
8	アンモニア	58	トリエチルアミン
9	イソフェンホス	59	トリエチルアルミニウム
10	イソプロピルアルコール	60	2,4,5-トリクロロフェノール
11	イソホロン	61	トリブチルアミン
12	イブプロジオン	62	トルエンジイソシアネート類(第一種指定化学物質に該当するものを除く。)
13	N-エチルアニリン	63	トルクロホスメチル
14	エチルエーテル	64	ナフタレン
15	エチレン	65	ナプロバミド
16	エチレングリコールモノブチルエーテル	66	2-ニトロプロパン
17	エチレンクロロヒドリン	67	パラチオン
18	塩化水素(塩酸を含む。)	68	ピッチ
19	塩素	69	フタル酸エステル類(第一種指定化学物質に該当するものを除く。)
20	オキシ塩化リン	70	フッ素及びその化合物(第一種指定化学物質に該当するものを除く。)
21	過塩素酸	71	フルトラニル
22	過酸化水素	72	プロピレングリコール
23	過酸化ベンゾイル	73	ヘキサクロロシクロヘキサン
24	カーボンブラック	74	ヘキサクロロブタジエン
25	キシリジン(第一種指定化学物質に該当するものを除く。)	75	n-ヘキサン
26	キャプタン	76	ベンシクロン
27	クロトンアルデヒド	77	ベンスリド(SAP)
28	クロルニトロフェン(CNP)	78	ベンフルラリン(ベスロジン)
29	クロロスルホン酸	79	ホスフィン(燐化水素)
30	クロロネブ	80	メコプロップ(MCPP)
31	クロロメチルメチルエーテル	81	メタノール
32	五塩化リン	82	メタラキシル
33	五酸化リン	83	メチルアミン
34	酢酸エチル	84	メチルイソブチルケトン
35	酢酸ブチル	85	メチルエチルケトン(MEK)
36	酢酸メチル	86	メチルジメトン
37	三塩化リン	87	メチルダイムロン
38	シアン及びシアン化合物(第一種指定化学物質に該当するものを除く。)	88	メチルパラチオン
39	ジエチルアミン	89	メチレンビス(4-フェニルイソシアネート)
40	四塩化ケイ素	90	メプロニル
41	四塩化チタン	91	メラミン
42	シクロヘキサノン	92	メルカプタン類(第一種指定化学物質に該当するものを除く。)
43	シクロヘキサン	93	ヨウ化メチル
44	1,1-ジクロロエタン	94	ヨウ素
45	m-ジクロロベンゼン	95	四フッ化ケイ素
46	ジケテン	96	硫化水素
47	ジチオピル	97	硫化ナトリウム
48	1,2-ジブロモエタン	98	硫酸(三酸化硫黄を含む。)
49	ジボラン	99	硫酸ジメチル
50	N,N-ジメチルアセトアミド	100	燐
		1	亜塩素酸ナトリウム
		2	アシュラム
		3	アセトン
		4	アニシジン類(o-を除く。)
		5	アントラキノン
		6	アンモニア
		7	イソフェンホス
		8	イソプロピルアルコール
		9	イソホロン
		10	N-エチルアニリン
		11	エチルエーテル
		12	エチレン
		13	エチレングリコールモノブチルエーテル
		14	エチレンクロロヒドリン
		15	塩化水素(塩酸を含む。)
		16	塩素
		17	オキシ塩化リン
		18	過塩素酸
		19	過酸化水素
		20	過酸化ベンゾイル
		21	カーボンブラック
		22	キシリジン(第一種指定化学物質に該当するものを除く。)
		23	キャプタン
		24	クロルニトロフェン(CNP)
		25	クロロスルホン酸
		26	クロロネブ
		27	クロロメチルメチルエーテル
		28	五塩化リン
		29	五酸化リン
		30	酢酸エチル
		31	酢酸ブチル
		32	酢酸メチル
		33	三塩化リン
		34	シアン及びシアン化合物(第一種指定化学物質に該当するものを除く。)
		35	ジエチルアミン
		36	四塩化ケイ素
		37	四塩化チタン
		38	シクロヘキサノン
		39	シクロヘキサン
		40	1,1-ジクロロエタン
		41	ジクロロシラン
		42	m-ジクロロベンゼン
		43	ジチオピル
		44	四フッ化ケイ素
		45	1,2-ジブロモエタン
		46	ジボラン
		47	臭化ビニル
		48	シラン
		49	タルク(石綿を含むものを除く。)
		50	1,1,2,2-テトラクロロエタン
		51	テトラヒドロフラン
		52	テルブカルブ(MBPMC)
		53	トリエチルアルミニウム
		54	2,4,5-トリクロロフェノール
		55	トリクロロシラン
		56	トルエンジイソシアネート類(第一種指定化学物質に該当するものを除く。)
		57	トルクロホスメチル
		58	ナプロバミド
		59	2-ニトロプロパン
		60	パラチオン
		61	ピッチ
		62	フタル酸エステル類(第一種指定化学物質に該当するものを除く。)
		63	フッ素及びその化合物(第一種指定化学物質に該当するものを除く。)
		64	プロピレングリコール
		65	ヘキサクロロシクロヘキサン
		66	ヘキサクロロブタジエン
		67	ベンシクロン
		68	ベンスリド(SAP)
		69	ベンフルラリン(ベスロジン)
		70	ホスフィン(燐化水素)
		71	ホスゲン
		72	メタノール
		73	メタラキシル
		74	メチルイソブチルケトン
		75	メチルエチルケトン(MEK)
		76	メチルジメトン
		77	メチルダイムロン
		78	メチルパラチオン
		79	メラミン
		80	メルカプタン類(第一種指定化学物質に該当するものを除く。)
		81	ヨウ化メチル
		82	ヨウ素
		83	硫化水素
		84	硫化ナトリウム
		85	硫酸(三酸化硫黄を含む。)
		86	硫酸ジメチル
		87	燐